

東北東京間連系線に係わる 特定負担者の取り扱いの明確化について

2019年2月28日

資源エネルギー庁

これまでの特定負担に関する議論

- 中間とりまとめにおいて、「『事業者が一定の費用負担を受け入れて（特定負担）建設する連系線の場合、その他の事業者と同様に扱うことは不公平であるため、このようなケースの扱いについて検討を進めていく。』としていた点については、新たな連系線の増強は、エリア間値差を縮小させる効果を有することも踏まえ、特定負担者について、どのような特別な取扱いを行うかについて、引き続き検討していくこととする。」とされた。
- 今般、広域機関において、東北東京間連系線に係わる特定負担者の取扱いについて検討が行われたため、検討内容を報告したい。本作業部会での検討を踏まえ、広域機関で東北東京間連系線の特定負担者の取扱いを広域機関等のルールにおいて明確にすることとしたい。

東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスについて

- 広域機関は、2015年4月に電気供給事業者から広域系統整備に関する提起を受け、東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスを2015年4月に開始し、2017年2月に整備計画を策定した。
- 同プロセスの実施案・事業実施主体の募集に先立ち、応募取り下げに伴う再検討等による同プロセスの遅延等を回避するため、「東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスに関する要請」（P3参照）により、当時のルールに基づき特定負担者の取扱いを明確にした上で、事業者への参加継続意思確認を2015年10月に行った。

電力供給事業者
からの提起



東北東京間連系線に係る計画

- ◆ 工事費：1,530億円程度
- ◆ 増強の完了時期：2027年11月
- ◆ 増強後の連系線の運用容量：
1,028万kW（⇐2021年度以降の
運用容量が573万kWから455万
kW増強）



整備計画を2017
年2月に策定

特定負担者の取扱いに関するこれまでの整理

- 「東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスに関する要請」の中で、建設の費用負担を行った特定負担者については、当時のルールに基づき連系線容量を先行して登録できること、また10年目まで容量登録が可能（11年目以降も容量登録の更新は可能）であること等としていた。
- この点を踏まえ、2016年7月に、広域機関業務規程、送配電等業務指針にも、特定負担者の取扱いが明記されたが、間接オークションの導入に伴い、取扱いの再検討が必要となった。

第6回広域系統整備委員会
参考資料1-2
平成27年10月14日

【電気供給事業者（名称を記載）】御中
電力広域的運営推進機関

東北東京間連系線に係わる計画策定プロセスに関する要請

当機関は、東北東京間連系線に係わる計画策定プロセス（以下「本プロセス」といいます。）において、送配電等業務指針第31条第1項に基づき、広域的な電力取引による東北東京間連系線の利用を拡大しようとする電気供給事業者（以下「電気供給事業者」といいます。）から応募をいただきました。

そして、当機関は、電気供給事業者の提起及び応募の内容を30日、広域系統整備の基本要件を決定いたしました。この点、送配電等業務指針においては、基本要件の決定後での提起者又は応募者は、当機関に対し、具体的な理由を記すことにより、受益者及び費用負担割合を決定するまでの間は、計は応募を取り下げることが可能となっております（同指針第24項）。

しかし、基本要件の決定後に、本プロセスの提起又は応募者は、広域系統整備の基本要件の再検討が必要となる場合があり実施主体の募集開始後に基本要件の再検討が必要となった場合発生する可能性があるとともに、費用負担額の見込みに変動が生じる他の電気供給事業者の事業計画やファイナンスの見通しに多岐にわたります。

このため、当機関としては、本プロセスに提起又は応募した者に対し、実施案・事業実施主体の募集開始後は、安易に本プロセスを行わないよう要請するとともに、実施案・事業実施主体の本プロセスに参加する意思を継続されるか否か（費用負担意欲を維持していただく存じます。また、あわせて、運用容量拡大する運用及び設備対策（以下「短工期対策」といいます。）の希望の有無その他の必要事項の調査をさせていただければと存じます。

つきましては、添付書類1のご説明書をご確認頂き、添付書類2の回答書（様式）にて、本プロセスへの参加の継続意思及び短工期対策の希望の有無等をご回答ください。

なお、やむを得ず本プロセスの提起若しくは応募を取り下げられる場合又は提起若しくは応募いただいた計画（電力取引の量、希望時期等）を変更される場合には、速やかに当機関へ具体的な理由を記載した書面を提出していただくようお願いいたします。

添付書類1：ご説明書
添付書類2：回答書（様式）

以上

2ページ目から抜粋

(3) 費用負担を行った場合の連系線利用の取扱い

- ・ 連系線容量を先行的に登録できる。
 - ・ 連系線同時建設電源からの電力受給又は振替供給に係る契約を、当該契約が継続する限り、長期安定的に容量確保すべき契約として認定する（なお、契約認定を受けた場合、混雑処理での抑制順位が後位に取り扱われる）。
- ※ なお、現行の広域機関ルールにおいては、費用負担の有無にかかわらず、長期計画として10年目まで容量登録が可能（11年目以降も容量登録の更新は可能）としているが、連系線の効率的な利用のため、空おさえは禁止している。

特定負担者の取扱いの明確化にむけて

- 今般、関係事業者から事業性の判断を行うため、広域機関でのルール化の要望があったため、広域機関において、特定負担者の取扱いの明確化が行われることとなった。

特定負担者の取扱いを明確化し、ルール化を図ることに至った経緯

8

- これまで、広域機関としては、特定負担者に対して、「地域間連系線の利用ルール等に関する検討会 平成28年度(2016年度)中間取りまとめ」で整理されたことを踏まえ、**応募時点における連系線利用の取扱いと比べ不利益となることはなく、事業性の判断において、連系線利用に関する取扱いが制約とならない旨**を伝えてきた。
- また、同取りまとめにおいて整理されている通り、他制度との整合性を踏まえつつ整理する必要があるため、**引き続き検討を行い、具体的なルール化を行うもの**と考えていた。
- 特定負担者の工事費負担金の支払期限である2019年3月末が迫っている中、2019年1月に**一部の特定負担者から**広域機関に対して、**(1) 特定負担に応じた容量で連系線を優先的に利用できること、(2) 上記取扱いは、特定負担の対象となる電源が存続(リプレースした場合を除く)し、連系線を利用する期間は継続すること、について平成31年3月29日までに、業務規程等において取扱いを規定するべきとの要望**が寄せられた。
- このため、本検討会において事業性判断に係る特定負担者の取扱いを明確化した上で、可能な限り迅速にルール化を図る。

特定負担者の取扱いの考え方

- 広域機関における議論の結果、特定負担者の扱いとしては、従来の連系線利用者と同様に連系線利用登録を行うことができるはずであったことを踏まえると、特定負担者に対しても一定期間において経過措置を決めた時と同等の取扱いを適用することが適当であるとされた。
- 具体的な仕組みとしては、前日スポット市場において東京エリア価格が東北エリア価格よりも高い場合には、特定負担者はそのエリア間値差相当分を受け取る。
- 取扱い期間については、増強工事後の連系線の使用開始日又は電源の運転開始日のうち遅い日から電源の廃止日又は40年間経過した日のいずれか早い日までとなった。
- これらを踏まえて、広域機関等のルールに反映してはどうか。

(参考) 従来の連系線利用者と特定負担者との比較

(参考)間接オークション導入前後での従来の連系線利用者と特定負担者との比較 11

間接オークション導入前

	従来の連系線利用者(費用負担なし、長期の連系線利用登録あり)	特定負担者(費用負担あり)
連系線利用方法	先着優先に基づき連系線利用計画を登録	先行的に連系線利用計画を登録
適用期間	10年目まで容量登録が可能(11年目以降も容量登録の更新は可能)	同左



間接オークション導入後

	間接オークション導入前からの連系線利用者(費用負担なし、長期の連系線利用登録あり)	特定負担者(費用負担あり)
連系線利用方法	前日スポット市場でメリットオーダーに基づき約定	前日スポット市場でメリットオーダーに基づき約定
エリア間値差相当分の精算	行う(※経過措置として)	行うこととしてはどうか
適用期間	平成30年度(2018年度)～平成37年度(2025年度)	(A)電源の廃止日まで または (B)電源の廃止日又は増強工事後の連系線の使用開始日又は電源の運転開始日のいずれか遅い日から40年間経過した日のいずれか早い日まで としてはどうか

(参考) 特定負担者に適用される取扱いの確認について

特定負担者に適用される取扱いの確認について

12

なお、広域機関としては、特定負担者が適切に取扱いを履行しているかどうかを確認することとしてはどうか。

前日スポット市場での取引結果について、卸電力取引所から通知を受けるとともに、その内容を確認することとしてはどうか。